

2023年「奈良県知事選挙にむけた医療と県政についての政見アンケート」の結果

(奈良県保険医協会/2023.4.4.)

設問	氏名(敬称略)	しょうご あらい 正吾 (無所属)	おぐち 尾口 いつそう (無所属)	にしぐち のぶこ 西口 伸子 (無所属)	はたの たかし 羽多野 貴至 (無所属)	ひらき 平木 しょう (無所属)	やました まこと 山下 真 (日本維新の会)
《1. 奈良県福祉医療制度(子ども、心身障害者、ひとり親家庭等、重度心身障害老人等の医療費助成)の改善等について》							
質問1	子ども医療費助成の対象拡大が県内市町村で相次ぎ、これからの制度改定予定も含めるとすべての市町村で高校卒業までが対象となる見込みです。しかし、県制度は中学卒業までにとどまっています。県制度も 高校卒業までに拡大 すべきと考えますが、いかがですか。	賛成	賛成	反対	賛成 反対 その他 告示日に立候補判明のため送付していません。 (↓告示後に送付)	賛成	賛成 反対 その他
質問2	かつては現物給付だった福祉医療は現在、償還払いです。せつかくの医療費助成があるのに一旦、立替払いをして後日に振込みで立替払い分を支給するのは使い勝手が悪く不評です。改善を望む強い声を背景に、奈良市が独自に中学卒業までの子どもについて現物給付とすることを決めました。奈良県全体ですべての対象者について、現在の 自動償還を改め、現物給付 とすべきと考えますが、いかがですか。	その他	賛成	賛成		賛成	回答がありませんでした。
質問3	福祉医療制度の医療費助成は、国の制度として実現されるのが望ましいところです。特に 子どもの医療費の窓口負担の無料化は早急に国の制度として実現されるべき と考えます。そのために 奈良県として国にその実現を強く求めていくべき と考えますが、いかがですか。	その他	賛成	賛成		賛成	
質問4	県福祉医療制度にはいずれも所得制限が設けられています。 所得制限はなく すべきと考えますが、いかがですか。	その他	賛成	反対		賛成	
質問5	心身障がい者等 の医療費助成は、県制度では対象が等級によって限定されています(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A)。また福祉医療とは別制度で実施されている精神障がい者の医療費助成も対象が限定的です。 手帳交付を受けている人すべてに対象を拡大 すべきと考えますが、いかがですか。	その他	賛成	反対		賛成	
《2. 奈良県国保の制度運営等について》							
質問6	国民健康保険 の保険料負担がたいへん重く過酷なものとなっています。国の責任ある財政的措置によって保険料の軽減が図られるべきです。しかし、住民のくらしを守る立場から、国による制度改善を待たず、自治体財政からの 法定外繰り入れや基金の活用等、保険料抑制の措置を積極的に講じる べきと考えますが、いかがですか。	反対	賛成	賛成	その他		
質問7	奈良県は医療費適正化計画のなかで、奈良県国保の保険料抑制をめざして、地域別診療報酬の導入検討を主張し、新型コロナウイルス感染症まん延時の医療機関の減収補填においても地域別診療報酬の活用に関与してきました。しかし、地域別診療報酬によって診療報酬単価を奈良県のみ変更することは、いずれの目的にもそぐわず、奈良県の地域医療を担う医療機関の経営を損ない、不安定化させ、混乱を招くと強く懸念されます。 地域別診療報酬の導入検討は撤回 すべきと考えますが、いかがですか。	その他	賛成	賛成	賛成 反対 その他	賛成	賛成 反対 その他

※氏名50音順で掲載しました。氏名の表記と所属は回答にもとづく場合は、報道等を参考にしました。
 ※アンケートは、質問1～8の回答は3月17日(金)14時を期限として回答をお願いしました。期限後の到着分もできるかぎり掲載します。
 ※西口氏は告示日以前には連絡先が判明せず、また羽多野氏は告示日の立候補届で出馬を把握し、いずれも告示後にアンケートを送りました。
 ※あらい氏からの回答は、3月20日(月)に受け取りました。西口氏からの回答は、4月4日(火)に受け取りました。
 ※このほかに自由な記述による回答も可能な範囲でお願いしました。その回答は別に掲載します。

※告示後の立候補届出の結果をふまえて、当初には含めていなかった立候補者を追記、氏名表記を修正。後日に受領した回答を追記しました(4月4日)。

2023年「奈良県知事選挙にむけた医療と県政についての政見アンケート」の結果

質問8 質問1～7に関連して、**補足のご意見がありましたら**お聞かせください。(回答は任意)

(奈良県保険医協会/2023.4.4.)

氏名 (敬称略)		しょうご あらい 正吾 (無所属)	おぐち 尾口 いつぞう (無所属)	にしぐち のぶこ 西口 伸子 (無所属)	はたの たかし 羽多野 貴至 (無所属)	ひらき 平木 しょう (無所属)	やました まこと 山下 真 (日本維新の会)
質問1～7の要点							
質問 1	子ども医療費助成の対象を高校卒業までに拡大する	医療費助成制度は各市町村が地域の実情に即して制度設計されている地方単独事業ですが、県はこれまで全市町村が足並みを揃え実施される場合には、助成額の半分を負担してきており、今後も同様に対応してまいります。子ども医療費助成の対象を高校卒業まで拡大することについては、全市町村が目指されると聞いており、県も連携して対応いたします。	県は国の国庫負担ペナルティを理由に対象年齢の引き上げを行いませんが、各市町村ではそれぞれの努力により対象年齢の引き上げを行いました。県の制度として対象年齢の引き上げを行うべきです。				
質問 2	自動償還方式を改め、現物給付とする	子ども医療費助成は令和6年8月から中学生を現物給付化することで、全市町村が合意されており、県も連携して対応いたします。他の医療費助成については、市町村のお考えを充分お聞きしてまいりたいと思います。	子育て中の母親からは受診の際財布の中身を気にしないといけなことから、子どもの調子が悪くても受診をためらうこともあると聞きます。財布の中身を気にせず安心して受診できる体制にしないといけません。				
質問 3	子ども医療費窓口負担無料化は国の制度とするよう国に実現を強く求める	国の制度として窓口負担が無料化された場合、過剰受診による医療費増が生じる可能性があり、市町村国保の負担が増加し、住民の保険料も増えるため、市町村のご意見を充分お聞きする必要があると考えます。	すでに全国の市町村が独自に子ども医療費の無料化を進めている状況です。どこに住んでも安心して子どもが受診できるよう医療費窓口負担無料化は国の制度とすべきです。				
質問 4	県福祉医療制度の所得制限をなくす	県の補助基準における所得制限は、真に必要な方を対象として将来にわたり安定的に支援していくことが重要との観点から設定しているものです。現在、国において児童手当の所得制限について、少子化対策の観点から見直しが議論されており、子ども医療費助成の所得制限については、今後、見直しの議論が必要と考えています。	子ども医療費に関しては各市町村の努力により所得制限は全市町村で「なし」になっています。しかし障害者、ひとり親世帯の医療費については県内の半数以上の市町村において依然所得制限を設けているところもあります。県としてすべての所得制限は撤廃すべきです。				
質問 5	障がい者等の医療費助成の対象を手帳を交付された人すべてに広げる	心身障害者医療費助成は、各市町村が地域の実情に即して制度設計されています。助成対象には市町村差がありますが、県の補助基準と同じにておられる市町村が大半です。	心身障害・重度の方の福祉医療制度が現在奈良県では身障手帳1級、2級、療育手帳A1、A2のみが対象となっており、一部市町村において身障手帳3級、4級まで対象としている自治体や、療育手帳もB1、B2まで対象としている自治体もあります。奈良県としてすべての障害者手帳所持者を対象とすべきです。				
質問 6	法定外繰り入れや基金の活用等、国保保険料抑制の措置を積極的に講じる	国民健康保険の安定的運営と保険料抑制は重要な課題です。それには、市町村一般会計からの法定外繰入など、国保以外の保険加入者を含む住民の税金に頼るのではなく、医療費適正化など、国保の受益と負担を均衡させるためのマネジメントが重要と考えています。	2018年の国保の都道府県化により、奈良県は6年かけて保険料を統一する方針のもと、年々段階的にほとんどの市町村では保険料が引き上がっています。この間コロナ、物価高の影響で特に国保加入者の生活が厳しくなっているにも関わらず、県は当初の方針を変えず保険料を引き上げています。その結果2020年度末の基金残高は県全体で90億を超えています。この基金を活用して国保保険料を引き下げることが何よりのコロナ対策、物価高対策となります。		自治体の財政状況をしっかりと考慮するべきと考えます。		
質問 7	奈良県として「地域別診療報酬」の導入検討は撤回する	いわゆる地域別診療報酬は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定ですが、法が適用を想定するような事態に至らないよう、行政と保険者、医療関係者が連携して医療費適正化に取り組むことが重要であると考えています。	地域別診療報酬によって診療報酬単価を奈良県のみ変更することは、奈良県の地域医療を担う医療機関の経営を損ない、不安定化させ、混乱を招くと強く懸念されます。地域別診療報酬の導入検討は撤回すべきです。				

※氏名50音順で掲載しました。氏名の表記と所属は回答にもとづきかは、報道等を参考にしました。
 ※アンケートは、質問1～8の回答は3月17日(金)14時を期限として回答をお願いしました。期限後の到着分もできるかぎり掲載します。
 ※あらい氏からの回答は、3月20日(月)に受け取りました。
 ※回答欄が空欄のところは、回答がありませんでした。
 ※このほかに自由な記述による回答も可能な範囲でお願いしました。その回答は別に掲載します。